

2019年7月18日施行

2020年6月22日改正

目次

- 第1条 目的
- 第2条 単位の計算方法
- 第3条 単位の認定、成績の評価及び進級判定・卒業判定
- 第4条 試験
- 第5条 追試験・再試験
- 第6条 客観的評価指標

第1条 目的

この学則細目は、専門学校東京医療学院学則に定める成績評価方法等を補完することを目的とする。

第2条 単位の計算方法

- (1) 講義及び演習は15時間又は30時間をもって1単位とする。
- (2) 臨床実習は45時間をもって1単位とする。
- (3) 昼間部の授業科目、単位数は学則第8条の別表1-1「教育課程表」で定めたとおりである。
- (4) 夜間部の授業科目、単位数は学則第8条の別表1-2「教育課程表」で定めたとおりである。

第3条 単位の認定、成績の評価及び進級判定・卒業判定

- (1) 単位は試験に合格とされた者に与える。
- (2) 単位認定には出席状況と総合して評価する場合がある。
- (3) 成績判定会議を前期末、後期末に行う。
- (4) 各学年末に進級判定会議を開催し、前期・後期の試験等を評価し進級の判定を行う。
- (5) 卒業判定は、最終終業年次の科目履修の修了をもって行う。
 - ・ 昼間部の卒業要件単位数は101単位とする。(学則第8条の別表1-1「教育課程表」)
 - ・ 夜間部の卒業要件単位数は101単位とする。(学則第8条の別表1-2「教育課程表」)
- (6) 各期末、学生宛に成績表を送付する。
- (7) 原則、保護者宛にも年度はじめに成績表を送付する。
- (8) 成績評価は次のとおり。
 - ・ 成績80点以上100点までは評価「優」とする。

- ・ 成績 70 点以上 80 点までは評価「良」とする。
- ・ 成績 60 点以上 70 点までは評価「可」とする。
- ・ 成績 60 点未満は評価「不可」とする。
- ・ 評価「不可」は単位を取得できない。

第 4 条 試験

- (1) 試験は学期末に原則として筆記試験を実施する。担当教員により他の方法を採用することがある。
- (2) 授業への出席日数が 3 分の 2 に満たない者は、原則としてその科目を受験できない。臨床実習については 5 分の 4 以上の出席を必要とする。
- (3) 期末試験を前期末と学年末の一定期間に実施する。科目により試験期間外に試験を行うこともある。
- (4) 不正行為とみなされた場合は、当該試験期間中に受験した科目を無効とするほか、期間中は以後の科目を受験できない。

第 5 条 追試験・再試験

- (1) 追試験は、病気その他やむを得ない理由により試験を欠席した者が「欠席届」及び欠席の理由を証明する文書（医師の診断書等）を添えて「追試験受験願」を提出し、許可を得られた場合に受験できる。
- (2) 再試験は、本試験又は追試験に不合格となった者が受験することができる。

第 6 条 客観的評価指標

- (1) 各科目の成績評点の合計を、履修済みの総授業数で除した数を評点平均として求めることによって算出する。

附 則

この学則細目は、2019 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この学則細目は、2020 年 6 月 22 日から施行する。ただし、第 3 条第 5 号については 2020 年度入学者から適用し、2019 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。